

別表 1

後期における授業・ゼミ等の実施について (0914 版)

緊急事態等対策本部・教育課程開発室

		後期レベル0	後期レベル1	後期レベル2	後期レベル3	後期レベル4
授 業	講義	・すべて対面可 (非対面も可)	・対面と非対面のいずれも可 ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の2/3以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の1/2以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて非対面
	実験・実技	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可) ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて対面可 (非対面も可) ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の1/2以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて非対面
	学外における授業	・すべて可	・事前に届け出る	・事前に届け出る	・事前に届け出る	・事前に届け出る
ゼミ		・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて非対面
個別指導 (卒論・修論等の個別指導を含む)		・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・卒論・修論等指導のみ対面可 ・事前に届け出る
卒論・修論等発表会		・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・教室の収容定員の2/3以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の1/2以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて非対面
学生の自習		・すべて可	・すべて可	・事前に入構の申請をするすべて可	・事前に入構の申請をするすべて可	・事前に入構の申請をする
教育実習		・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による
介護等体験		・各施設等の判断による	・各施設等の判断による	・各施設等の判断による	・各施設等の判断による	・各施設等の判断による
学校フィールド演習 I		・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による

※1：いずれのレベルにおいても、対面の場合は「3密」回避等、感染防止対策を教員の管理・責任のもとで徹底する。マスクの着用、及び事前・事後の手指・器具・机等の消毒は必須。

※2：「対面可」「すべて対面可」とは、「対面でも実施可能」の意である。また必要に応じて「ハイブリッド型」(例えば、クラスを対面受講者とリアルタイム (またはオンデマンド) 配信受講者に分け、週ごとに入れ替える等) も検討されたい。

※3：「教室の収容定員の「2/3」とは、3人用机に、1席あけて2名が着席するイメージ。

※4：後期レベル1・2・3における講義は、101 教室及び 102 教室は学内で非対面授業を受講する教室として確保するので使用不可。

※5：後期レベル1・2・3における実技について、人と人が接触するものや、声楽など発声を伴うもの等は、すべて事前の届け出の際に教務課と相談すること。

※6：「事前に届け出る」は、教務課が対面授業の実施状況を把握しておくために、教員が教務課に届け出ることをいう。「審査・許可制」ではないが、内容によっては同課や緊急事態等対策本部で検討して不可になる場合もある。

※7：「事前に入構の申請をする」は、学生自身が学生支援課に申請することをいう。同課で検討して不可になる場合もある。

※8：学生の通学における感染の不安は、後期レベル2以上の場合において考慮することとする。ただし後期レベル1においても基礎疾患があるなど健康上の不安は考慮することとする。

※9：今後、各レベルの間にレベルを設けるなど、変更することがある (レベル 1.5、2.5、…等)。変更の場合は遅くとも2週間前には発令するが、変更前より緩和された場合、変更前と同様の対応でも構わない。

※10：レベルの設定は、社会における感染状況や、国・奈良県の指針等に即し、緊急事態等対策本部と教育課程開発室で検討していく。